第18回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第18回定例会 令和3年9月29日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出 席 委 員 会長 依田繁二 会長代理 若林泰平

(17名) 3 武井誠 15 関敏夫

5 関 一夫 16 小宮山信幸

6 小林澄男 17 小野澤文利

7 小山孝幸 18 笹平民男

10 成山喜枝 推進 射手誠司

11 栁澤峰晴 推進 佐藤邦利

13 大塚賢 推進 杉田修司

14 齊藤敏彦

欠席委員 1 荻原勝夫 1 2 宮下通

2 深井佳人 推進 関泰秀

8 青木茂良 推進 荻原清一

議事録署名委員 5 関一夫委員 6 小林澄男委員

出 席 職 員 農業委員会事務局

(6名)

(5名) 事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

 事務局
 河口 晋也

 事務局
 酒井 綾

事務局 伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

ご苦労様です。令和3年度第18回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、9月も気候変動で長雨、極暑でしたが、実りの秋となりました。米価生産者価格もコロナ禍で、消費減少を助長し下がり傾向と言われています。在庫の過剰予想が懸念されます。昨年の今頃は、人・農地プラン推進委員会が5地区で開催され、敵地適作による農地保全の実質化に向けて、委員の皆様に地区推進をいただいております。農地パトロールでさらなる優良農地確保に一層のご尽力をお願いします。今年こそ開催したいと準備を進められていた巨峰の王国まつりも、8月時点で新型コロナウイルス感染が収まらず中止となりました。秋の収穫祭が行われていますので、近くの直売所に立ち寄っていただき消費拡大にご協力をお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。本日の議事録署名は、5番関一夫委員と6番小林澄男委員にお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。場所は、〇〇から600メートルほど南で〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では生食ブドウと野菜を栽培する予定です。現在の経営面積は0平方メートルとなっており、同月利用権設定と併せて3,000平方メートルを超えますが、実際は以前から耕作はされていたということです。譲受人の自宅から1キロメートルということで近いため、問題ないと判断しました。番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。場所は、〇〇の信号を150メートルほど南に行ったところにある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の前ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇を300メートルほど南東に行ったところにある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。申請地では野菜を栽培する予定です。現在の経営面積は0平方メートルとなっており、同月利用権設定と併せて3,000平方メートルを超えます。譲受人の自宅から車で10分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1

の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

説明します。場所は〇〇と〇〇の2ヶ所です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは、定年後ブドウや野菜を栽培しています。〇〇さんの母が耕作していましたが、入院したためできなくなり、本人も〇〇に住んでいて、農業ができないということで譲り渡すことになりました。畑総の関係がありまして、現在申請中で〇〇さんに移行する予定です。申請地では、ブドウと野菜を栽培するそうです。農薬については、地域の基準に従い周囲に支障がないようにするそうです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理

お願いします。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。○○さんは相続で得た農地でいずれ○○さんが、管理していくことになっていました。○○さんは高齢ですが、現在も耕作をしています。息子がいますので、譲り受けても問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

説明します。場所は○○から100メートル北の農地です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんで○○の社長です。申請地を購入して野菜を栽培する予定です。父はブドウを栽培しています。○○さんは、キュウリ、トマト、ナスを作りたいそうです。○○さんは手広く仕事をしていますので、大丈夫かと思いますがよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案、農地法 第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、説 名します。

計画変更1、〇〇、図面は4ページをご覧ください。1番案件と関連があるため一括説明いたします。〇〇にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は、譲渡人が平成7年に住宅敷地として許可を受けたのですが、〇〇の自宅のリフォームが必要になり、資金調達ができなくなったことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は現在貸家に住んでいますが、テレワークで自宅仕事が多くなったことから申請地を継承して住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

計画変更2、〇〇、図面は6ページをご覧ください。2番案件と関連があるため一括説明いたします。国道18号線〇〇にある農地です。計画変更申請で、太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。当初は、令和3年7月に〇〇の1703平方メートルで太陽光発電事業の許可を受けたのですが、安全面及び管理面を再検討し、〇〇を追加した2780平方メートルでの太陽光事業に計画変更するものです。また、パネル枚数は当初計画と同数とし、パネル間隔を広くした計画となっています。配置は図面8ページを参照してください。なお、計画変更に際し、雨水対策等について、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と変更協議中とのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

計画変更3、○○、図面は6ページをご覧ください。3番案件と関連があるため一括説明いたします。国道18号線○○の北西にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。当初は、昭和51年作業場・住宅敷地として許可を受けたのですが、仕事の都合で計画は中止となり、転用事業は行っていませんでした。譲受人は現在アパートに住んでいますが、申請地を継承して住宅を建築した

いとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、 変更申請の承認は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は10ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて198平方メートルから257平方メートルの7区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は東御市で、譲渡人は〇〇の方です。〇〇では公民館用駐車場及びストックヤード置場が不足しており、公民館隣接地である申請地を譲渡人から東御市へ寄付し、〇〇が市より借り受けて活用する計画です。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、○○、所有権移転、図面は15ページをご覧ください。○○にある農地です。店舗兼住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地で住宅を兼ねた店舗の開業を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、○○、所有権移転、図面は17ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方で、親子です。譲受人は現在、隣接する実家に住んでいますが、手狭となったため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、○○、使用貸借権設定、図面は19ページをご覧ください。○○ にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の 方で、親子です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、親の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、○○、所有権移転、図面は21ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は2名おり、○○の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭となったため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号10、○○、所有権移転、図面は23ページをご覧ください。○○に

ある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は市内で宅地分譲販売の実績があります。申請地にて214平方メートルから347平方メートルの5区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号11、○○、所有権移転、図面は26ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号12、○○、使用貸借権設定、図面は28ページをご覧ください。○ ○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○ の方で、譲受人の祖父にあたります。譲受人は現在アパートに住んでいます が、祖父の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、 集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号13、〇〇、使用貸借権設定、図面は30ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は申請地に隣接する住宅の駐車スペースとしてカーポートを建設して利用していました。このたび、申請地が農振除外及び農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号14、○○、使用貸借権設定、図面は32ページをご覧ください。○ ○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方で、 親子です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、親の土地を借 りて住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年8月に農振除 外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得な いと判断しました。

番号15、○○、所有権移転、図面は34ページをご覧ください。○○にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は宅地建物取引業を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。申請地及び周辺の宅地にて2区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、 番号1の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

小山委員 お願いします。平成7年に住宅敷地として○○さんが購入しましたが、○○ の自宅をリフォームすることになり、資金調達ができなくなりました。○○さんに譲り渡すことになりました。○○さんは、テレワークで仕事をしていて、 1 か月で数回しか出勤していない状況です。賃貸に住んでいて気候風土の良いところに住みたいという事もあり、購入することにしたそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の 案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。 特にないようですので裁決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまし て、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして計画変更2、番号2の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。計画変更の内容は6月の定例総会において、承認いただいた案件の追加となります。〇〇を追加するということです。若干南斜面の所で雨水の処理が心配でしたので話をしておきました。他は問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更 2、番号 2の 案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。 特にないようですので裁決に入ります。計画変更 2、番号 2 の案件につきまし て、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして計画変更3、番号3の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 説明します。場所は、○○にある農地です。譲渡人は○○さんで、40数年前に作業場と住宅敷地として許可を受けましたが、仕事の関係で中止になりました。譲受人の○○さんに譲り渡すことになりました。○○さんは住宅を建てるそうです。隣接する農地の方には了解をいただいています。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更3、番号3

の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更3、番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきま して、成山委員より説明をお願いします。

成山委員 お願いします。場所は、〇〇にある農地です。譲受人は〇〇で、不動産取引業を行っています。譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。譲渡人2名は遠方に住んでいるため耕作ができませんでした。〇〇さんは、7区画の分譲住宅を計画して事業拡大を図りたいそうです。周辺の農地の影響もなく3種農地ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 説明します。場所は、○○にある農地です。譲渡人は○○さん、○○に寄付したいと申出がありました。区で検討し駐車場として活用しようと話を進めましたが、東御市で所有して○○で借受けることになりました。面積は705平方メートルで、段差や傾斜が少ないので工事に手が掛かることなく使用できると思います。道路側を駐車場として奥を花壇にする予定です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 説明します。場所は〇〇との境にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受 人は〇〇さんです。〇〇さんは移住希望があり店舗兼住宅を建築したいそう です。現在借りている方が野菜を栽培していますが、秋までに終わりにする そうです。申請地の隣の農地で〇〇番地もいずれ譲り受けて野菜を栽培した いそうです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、小山委員より説明をお願いします。

小山委員

お願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで親子です。場所は 〇〇さんの自宅の前です。〇〇さんは親と同居していましたが、子供の成長 に伴い手狭になり住宅を新築したいということです。特に問題はないと思い ますが、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。場所は○○にある農地です。譲渡人は○○さん、譲受人は ○○さんで親子です。○○さんは○○のアパートに住んでいます。親の土地 を借りて住宅を建築したいという事です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員説明します。場所は○○にある農地です。譲渡人は○○さんと○○さんで

す。農地の管理は不動産業者にお願いしていました。譲受人は市内の会社寮に住んでいて、家族も増え土地を探していました。申請地の面積は683平方メートルと広く、住宅を建築していずれ車庫や物置を作り、家庭菜園も挑戦したいそうです。周辺農地や水回りも問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号10の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員

説明します。場所は、〇〇にある休耕中の農地です。譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん3名です。譲受人は宅地分譲敷地5区画を計画しています。譲渡人は、県外や市外に住んでいて耕作は難しく申し出に応じるということです。隣接農地者に説明済ということです。第3種農地ということで特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号11の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員

説明します。場所は、○○にある休耕中の農地です。譲受人は○○さん譲渡人は○○さんです。○○さんは実家に住んでいますが、自己専用住宅の敷地とするため譲渡人に申請地の譲渡を申込み承諾を得たということです。隣接地番○○、の所有者に説明済ということです。今年の3月に農振除外済みです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は

挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号12の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 場所は、○○の農地です。譲受人は○○さん、○○さん夫婦です。譲渡人は○○さんで、○○さんの祖父になります。○○さん、○○さんはアパートに住んでいて手狭になり、祖父の土地を譲り受け住宅を新築したいそうです。 隣接者の了解はいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号13の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 説明します。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんで親子です。場所は、 ○○にある農地で自宅の隣です。既に駐車場としてカーポートを建て使用しています。農地転用許可を受けていないことが分かり申請となりました。ご 審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号14の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 ○○の農地です。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんで親子です。○○ の方です。4世帯で住んでいるため手狭になり住宅を建築することになりました。現在住んでいる西側になります。第1種農地ですが周辺に住宅がありますので、やむを得ないかと思いますが、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号14の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号14の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号15の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員

よろしくお願いします。譲受人は〇〇で建材販売兼宅地建物取引業をおこなっています。会社の業績向上のため特定建築条件付土地2区画を造成販売したいということです。譲渡人は〇〇さんです。隣接農地者2名の了解をいただいているそうです。〇〇で集落もありますので問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号15の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号15の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地利用集 積計画9月分について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地利用集積計画9月分について説明します。通常の利用権設定は、11件19筆、合計20、550平方メートルです。中間管理事業を使った利用権設定は、18件22筆、合計36,074平方メートルです。全体の合計は29件、41筆、56,624平方メートルです。9月は所有権移転はありませんでした。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は 挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。農地 利用集積計画9月分につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうござい ました

議事録署名人	
	 (※直筆でお願いします)